

アセアン会計におけるコロニアルパワーと カルチャーファクターの研究

松 田 修

1 はじめに

アセアンは東南アジアが周辺大国の介入から自国を守り、国内の経済発展に専念するための枠組みとして発足した地域的国際組織である。アセアンは「コロニアルパワー」と「カルチャーファクター」によって多様な分類をすることができる。「コロニアルパワー」の視点から見た場合、「イギリス植民地支配」の影響を受けている国は、シンガポール・マレーシアであり、「会社法・会計士制度」においてイギリスに類似した制度となっている。「オランダ植民地支配」の影響を受けている国は、インドネシアであり、「商法・民法」においてオランダに類似した制度となっている。「フランス植民地支配」の影響を受けている国は、ベトナムであり、会計基準の設定においてフランスの「プラン・コンタブル・ジェネラル」の制度と類似している。

「カルチャーファクター」の視点から見た場合、「イスラム文化」の影響を受けている国は、マレーシア・インドネシアであり、マレーシアでは、「プミブトラ」政策¹、インドネシアでは、「プリブミ」優先政策²が行われている。また、国際会計基準のほかに、マレーシアでは「イスラム会計基準」、インドネシアでは「シャリア会計基準」が公表されている。「華人文化」の影響を受けてい

る国は、シンガポール・インドネシアである。シンガポールでは、「華人ハイパーメトラクシー³」、インドネシアでは、「華人コングロムラット⁴」が形成されている。以上のようにアセアンは一つのまとまった経済共同体でありながら、EUなどの地域的国際組織に比べると政治・経済・法律・文化が非常に多様であり、多くの国で「類似性」「相違性」「受容・変容」が見られる。

そこで、本研究では、アセアンにおける会計制度・会計教育・会計研究について、政治・経済・法律・文化の側面、特に、コロニアルパワー（アセアンと宗主国）とカルチャーファクター（アセアンと文化）の視点から比較分析を行っていく。シンガポール・マレーシア・インドネシア・ベトナムのアセアン会計を研究対象として考察を行っていく。また、本研究では、アセアンの会計士協会・監査法人・基準設定主体・大学におけるインタビュー調査および文献研究を行い、これらの国の会計制度（会計基準・イスラム会計基準）・会計教育（大学）・会計研究（研究者）について比較分析を行う。

これまでの研究では、アセアン会計およびイスラム会計を中心に研究を行ってきた。アセアン会計の研究では、「会計と文化の視点」からシンガポール・マレーシア・インドネシア・ベトナムなどの会計基準設定主体・会計士協会・大学・監査法人等を訪問し、各国の概念フレームワーク・会計制度・イスラム会計について研究を行ってきた。また、イスラム会計の研究では、イスラム銀行が（1）利益追求を目的とした銀行ではなく、ムスリムを対象とした社会貢献のための銀行である点、（2）商業銀行・投資銀行・特別目的会社・保険会社などの複合的な機能を持ったハイブリッド銀行である点、（3）イスラム法にしたがって、「リバ（利子）の禁止」「ガラル（不明瞭な取引）の禁止」「マイル（投機行為）の禁止」の観点から事業活動を行っている点などを明らかにし、「ムラバハ（イスラム商品売買）」「イジャラ（イスラムリース取引）」「イスティスナ（イスラム事業融資）」「ムダラバ（イスラム投資信託）」「ムシャラカ（イスラム共同出資）」「タカフル（イスラム保険）」などのイスラム金融取引についての会計処理を明らかにしている。これまでアセアン会計およびイスラム会

表1 コロナリアルパワー・カルチャーファクターに関するインタビュ調査

インタビュ調査実施の大学・監査法人・会計士協会	国名・都市	インタビュ調査実施の年月
インドネシア大学 (Universitas Indonesia, Bachelor of Economics, UI)	インドネシア・デポック	2018年3月および2019年9月
ガジャマダ大学 (Universitas Gadjah Mada, Bachelor in Accounting, UGM)	インドネシア・ジョグジャカルタ	2019年8月
アイランガン大学 (Universitas Airlangga, Bachelor of Accountancy, UNAIR)	インドネシア・スラバヤ	2019年8月
インドネシアイスラム大学 (Universitas Islam Indonesia, UII)	インドネシア・ジョグジャカルタ	2019年8月
プライスウォーター・監査法人インドネシア (PriceWaterhouseCoopers Indonesia, PwC)	インドネシア・ジャカルタ	2019年9月
インドネシア勤評会計士協会 (Ikatan Akuntan Indonesia, IAI)	インドネシア・ジャカルタ	2019年9月
マラヤ大学 (Universiti Malaya, Bachelor of Accounting in UM)	マレーシア・クアラルンプール	2017年9月および2018年3月
マラ工科大学 (Universiti Teknologi MARA, Bachelor of Accountancy, UiTM)	マレーシア・シャランム	2017年9月および2018年3月
マレーシアイスラム科学大学 (Universiti Sains Islam Malaysia, USIM)	マレーシア・ニライ	2017年9月および2018年3月
サバマレーシア大学 (Universiti Malaysia Sabah, UMS)	マレーシア・コタキナバル	2018年3月
マレーシア科学大学 (Universiti Sains Malaysia, USM)	マレーシア・ペナン	2018年3月
マラ工科大学ケダ校 (Universiti Teknologi MARA Cawangan Kedah, UiTM Kedah)	マレーシア・メルボック	2018年3月
マラ工科大学サバ校 (Universiti Teknologi MARA Cawangan Sabah, UiTM Sabah)	マレーシア・コタキナバル	2018年3月
マレーシア技術大学ジョホール校 (Universiti Teknologi Malaysia Johor Bahru, UTM)	マレーシア・ジョホール	2020年2月
プライスウォーター・監査法人マレーシア (PriceWaterhouseCoopers Malaysia, PwC)	マレーシア・クアラルンプール	2017年9月, 2018年3月, 2020年3月
シンガポール国立大学 (National University of Singapore, Bachelor of Business Administration, NUS)	シンガポール	2017年9月および2020年2月
ナンヤン工科大学 (Nanyang Technological University, Bachelor of Accountancy, NTU)	シンガポール	2017年9月および2020年2月
シンガポール経営大学 (Singapore Management University, Bachelor of Accountancy, SMU)	シンガポール	2017年9月および2020年2月
プライスウォーター・監査法人シンガポール (PriceWaterhouseCoopers Singapore, PwC)	シンガポール	2017年9月
ハノイ国家大学 (Vietnam National University Hanoi, Bachelor of Business, VNU-Hanoi)	ベトナム・ハノイ	2018年8月
ハノイ経済大学 (National Economic University Hanoi, Bachelor of Business Administration, NEU)	ベトナム・ハノイ	2018年8月
ホーチミン市国家大学 (Vietnam National University Ho Chi Minh, Bachelor of Economics, VNU-HCM)	ベトナム・ホーチミン	2018年8月
KPMG 監査法人ホーチミン (KPMG Ho Chi Minh, KPMG)	ベトナム・ホーチミン	2018年8月
プライスウォーター・監査法人ハノイ (PriceWaterhouseCoopers Hanoi, PwC)	ベトナム・ハノイ	2018年8月

計の研究をさらに発展させるため、本研究では、これまで行われていないアセアン会計における「コロニアルパワー」と「カルチャーファクター」について検討を行っていく。

本研究は単なる会計制度の国際比較を行うことを目的としているのではなく、シンガポール・マレーシア・インドネシア・ベトナムの会計制度・会計教育・会計研究における「コロニアルパワー」および「カルチャーファクター」の影響を明らかにしていくことを目的としている。本研究では、会計基準の国際的統一化について、シンガポール・マレーシア・インドネシア・ベトナムの対応と会計基準のアドプションおよびコンバージェンスの過程を調査分析し、シンガポール・マレーシア・インドネシア・ベトナムにおける会計と政治・経済・法律・文化との関係を考察し、その特質と問題点を明らかにすることが、本研究の特色および独創的な点である。

また、本研究では、イギリスの「コロニアルパワー」の対象となるシンガポール・マレーシアでは、「会計制度・会計教育・会計研究」において、「イギリス東インド会社」およびイギリス・オーストラリアなど英連邦諸国の影響を強く受けている。オランダの「コロニアルパワー」の対象となるインドネシアでは、「オランダ東インド会社」を通じて、オランダの政治・経済・法律の制度が導入されている。特に、インドネシアの「会社法」はオランダの「商法典」を参考として作成されている。フランスやロシアの「コロニアルパワー」の対象となるベトナムでは、フランス「会計統計令」やロシアの「会計法」で規定された「勘定プラン」の考え方が、ベトナム「会計法」および「ベトナム会計基準」に大きく影響を与えている。さらに、マレーシア・インドネシアでは、イスラム文化による「カルチャーファクター」の影響により、「イスラム会計基準」や「シャリア会計基準」が公表されている。

2 アセアンの歴史的背景

インドネシアにおける「コロニアルパワー」の側面では、歴史的にオランダの影響が強い。1602年に設立された「オランダ東インド会社」は、東南アジアへの進出の体制を整え、インドネシアへの進出を開始した。1605年、ポルトガルからアンボン島を奪い、1611年、ジャワ島ジャカルタにオランダ商館を置き、1619年、バタヴィアと改名した。オランダは航行制限などにより、インドネシア海域における交易のバタヴィア一極集中をはかった⁵。

「オランダ東インド会社」は、ヨーロッパの香辛料ブームが一段落すると、経営が悪化したため、18世紀になると、胡椒に代わる商品作物として、西ジャワの高地でコーヒーを栽培し、オランダに納入する義務供出制度を導入した。

表2 アセアン4か国の歴史的背景

カルチャーファクター		
インドネシア	大乘仏教(シュリービジャヤ・シャイレンドラ)、ヒンドゥー(クディリ・シンガサリ・マジャパヒト)、イスラム(アチェ・バンテン・マタラム)	華人congglomラットブリプミ
マレーシア	大乘仏教(シュリービジャヤ)、イスラム(マラッカ)	ブミブトラ
シンガポール	大乘仏教(シュリービジャヤ)、儒教・仏教・道教混在宗教(華人)	華人ハイパーメトラクシー
ベトナム	儒教・仏教・道教混在宗教(南越、呉朝、李朝、陳朝、胡朝、黎朝、阮朝)	国家社会主義体制
コロニアルパワー		
インドネシア	オランダ東インド会社(1611) オランダ(1814) インドネシア連邦共和国(1949)	
マレーシア	イギリス東インド会社(1795) イギリス(1858) マラヤ連邦(1957) マレーシア連邦(1963)	
シンガポール	イギリス東インド会社(1819) イギリス連邦自治州(1959) シンガポール共和国(1965)	
ベトナム	中国・明(1407) フランス(1882) ベトナム社会主義共和国(1976)	

ジャワ中東部では、サトウキビの栽培に力を入れ、サトウキビを精製する技術は中国から導入したため、インドネシアでは、華人が大きな役割を果たすようになった。その後、バタヴィアの華人はプラナカンとしてインドネシア現地化の傾向を強め、「オランダ東インド会社」の地方支配の一端を担うようになった⁶。

1789年のフランス革命の余波を受けて、1794年にオランダはフランス革命軍に占領され、インドネシアのバタヴィアも、事実上フランスの属国となり、「オランダ東インド会社」も1799年に解散した。その後、1800年になると、イギリス東インド会社がオランダ領ジャワを占領し、イギリス人ラッフルズによりジャワ社会の改革が行われたが、1814年の条約で、ジャワ島がオランダに返還された。「オランダ東インド会社」が消滅後も、オランダによるインドネシア植民地支配が続いた。ジャワのオランダ返還後の1830年から実施した強制栽培制度は、オランダに莫大な利益をもたらした。その後、インドネシアは日本の植民地支配およびオランダとの4年におよぶ独立戦争を経て、1949年にインドネシア連邦共和国として独立した⁷。

インドネシアにおける「カルチャーファクター」の側面では、イスラムの影響が特に強く、現在のインドネシアの宗教構成は、イスラム(77%)、キリスト教(13.2%)、ヒンドゥー教(3.2%)である⁸。歴史的には、さまざまな宗教の影響を受けており、スマトラ島「シュリービジャヤ王国(室利仏逝)」(7-14世紀)およびジャワ島「シャイレンドラ朝」(8-9世紀)では大乘仏教、ジャワその後のジャワ島スマトラ島では、島東部「クディリ朝」(928-1222)、ジャワ島東部「シンガサリ朝」(1222-1292)、ジャワ東部「マジャパヒト王国」(1293-1520)ではヒンドゥー教の影響を受け、その後、スマトラ島北部「アチェ王国」(1496-1903)、ジャワ西部「バンテン王国」(1527-1813)、ジャワ東部「マタラム王国」(1587-1755)など多くのイスラム国家が成立している⁹。

15世紀以降、インド洋では、イスラム商人の活動が活発になり、東アフリカから西アジア、インドを経て、東南アジアに至るイスラム商人によるインド

洋ネットワークが形成された。東南アジアで産出される香辛料は、イスラム商人の仲介により、インド洋から地中海へ向かうルートでヨーロッパに輸出された。東南アジアの海域には、強固なイスラム・ネットワークが形成されが、当初その中心であるマラッカがキリスト教のポルトガルに占領されると、イスラム商人はマラッカを避けて、現在のインドネシアやマレーシアを中心に、マレー語とイスラムを共有するマレー・イスラム世界が生まれた¹⁰。

マレーシア・シンガポールにおける「コロニアルパワー」の側面では、イギリスの影響がみられる。1641年にポルトガルによるマラッカの植民地支配が行われた。1600年に設立した「イギリス東インド会社」は、1757年ブラッシーの戦いによるインド北東部・ベンガル地方の徴税権獲得を契機に、ジャワのオランダと同様に、商社から領域支配へと転換した。「イギリス東インド会社」の東南アジア進出は、インド・中国の交易ルート（ベンガル湾～ムラカ海峡～南シナ海）に沿って行われ、1786年にペナン、1795年にマラッカ、1819年にシンガポールの植民地支配を行った¹¹。1858年に「イギリス東インド会社」からインド各地の統治権を奪うインド統治法が可決され、「イギリス東インド会社」は解散した¹²。その後、1941年の日本によるシンガポール・マラヤ占領を経て、1946年にイギリスの植民地支配によるマラヤ連合（ペナン・マラッカ・マラヤ）およびシンガポールが成立した。さらに、1957年にマラヤ連邦としてイギリスから独立した。シンガポールは1959年にイギリス連邦自治州となり、1963年にマレーシア連邦（マラヤ連邦、シンガポール、サバ、サラワク）が成立した。その後、1965年のシンガポールはマレーシア連邦から分離独立した¹³。

マレーシア・シンガポールにおける「カルチャーファクター」の側面では、マレーシアはイスラム、シンガポールは儒教・仏教・道教混在宗教の影響を強く受けている。現在のマレーシアの宗教構成は、イスラム（60.4%）、仏教（19.2%）、キリスト教（9.1%）、ヒンドゥー教などであり、現在のシンガポールの宗教構成は、仏教・道教（51%）、イスラム（14.9%）、キリスト教

(14.6%)である¹⁴。歴史的には、マレー半島「シュリービジャヤ王国(室利仏逝)」(7-14世紀)では大乘仏教の影響を受け、その後、マレー半島「マラッカ王国」(1402-1511)では、イスラムの影響を受けている¹⁵。

ベトナムにおける「コロニアルパワー」の側面では、中国およびフランスの影響がみられる。ベトナム北部では、特に、中国による植民地支配が10世紀まで続いた¹⁶。10世紀になると、中国の植民地支配から独立し、19世紀のフランス植民地支配まで続いた¹⁷。19世紀になると、ベトナムは中国に代わりフランスによる植民地支配が行われることになった。1858年の第1次仏越戦争後、フランス・スペインによるダナン占領(1858)、フランスによるサイゴン占領(1859)、フランスによるコーチシナ東部3省割譲(1862)が行われた。1873年の第2次仏越戦争後、フランスによるハノイ占領(1882)、フランスによるベトナム保護国化(1884)が行われ、1887年には、仏領インドシナ連邦(コーチシナ・アンナン・カンボジア・トンキン)が成立した。その後、日本によるインドシナ進駐(1940)を経て、1945年のホーチミンによるベトナム独立宣言が行われたが、インドシナ戦争(1946-1954)が起これ、阮(グエン)朝バオ・ダイによるベトナム国成立(1949)し、アメリカの支援によりベトナム共和国成立(1955)したが、アメリカの北爆開始(1964)により、第2次インドシナ戦争(1965-1975)が起こった。その後、アメリカによるベトナム撤退(1973)が行われ、1976年に独立国として、ベトナム社会主義共和国が成立した¹⁸。

ベトナムにおける「カルチャーファクター」の側面では、儒教・仏教・道教混在宗教の影響を受けており、現在のベトナムの宗教構成は、仏教(48%)、新興宗教(11%)、伝統的信仰(10%)、カトリック(7%)である¹⁹。ベトナムに居住する多くの華人は大乘仏教を信仰しているが、大乘仏教の要素に加えて、道教や儒教との混在と融合がみられる²⁰。

3 アセアンの会計制度

インドネシアにおいて最初に公表された会計基準は、1973年のインドネシア会計原則（Prinsip Akuntansi Indonesia; PAI）であり、アメリカの「AICPA 会計研究叢書第7号」を参考にして作成されている²¹。これは、Suhadji Hadibroto 氏の論文（A comparative study of American and Dutch accountancy and their impact on the profession in Indonesia）によると、アメリカ会計システムの影響を強く受けることとなったとされている。アメリカの会計基準と同等の基準を採用するようになった理由は、それ以外にも、国際的な監査法人、アメリカ支援などの要因も影響している。また、アメリカの影響が強まることにより、会計専門職がオランダの資格制度のもとで運用される一方、会計教育や会計観は、アメリカに傾倒するという構造を有するようになった。さらに、インドネシアが1994年にAPECの議長国を務めたことをきっかけとして、経済の自由化や金融市場の解放の方針により、国際会計基準を導入した会計基準を公表することとなった²²。

インドネシアでは、1957年に設立されたインドネシア会計士協会（Ikatan Akuntan Indonesia; IAI）が、1973年に下部組織として、インドネシア会計原則委員会（Komite Prinsip Akuntansi Indonesia; KPAI）を設置し、インドネシア会計原則（PAI）を公表し、1994年に独立した組織である財務会計

表3 アセアン4か国の会計制度

インドネシア	インドネシア会計原則（アメリカ） シャリア会計基準（イスラム）	財務報告基準（IAS・アメリカ） 財務報告基準（IAS・IFRS）
マレーシア	承認された会計基準（IAS・イギリス） マレーシア財務報告基準（IAS・IFRS）	MASB 基準（IAS） イスラム会計基準（イスラム）
シンガポール	公報（イギリス） 財務報告基準（IAS）	改正公報（IAS） シンガポール財務報告基準（IAS・IFRS）
ベトナム	会計統計令（フランス） 勘定表（フランス・ロシア）	2003年会計法（ロシア） ベトナム会計基準（IAS・IFRS）

基準審議会 (Komite Standar Akuntansi Keuangan; KSAK) を設立し、財務報告基準 (Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan; PSAK) を公表している。1994年に公表された財務報告基準 (PASAK) は第1号から第35号であり、国際会計基準と同等の基準は、FR (財務諸表の作成表示に関するフレームワーク = IAS FR)、PSAK1 (財務諸表の表示 = IAS1)、PSAK2 (キャッシュ・フロー計算書 = IAS7)、PSAK4 (連結財務諸表 = IAS27)、PSAK5 (セグメント別報告 = IAS14)、PSAK7 (特別利害関係の開示 = IAS24)、PSAK8 (後発事象 = IAS10)、PSAK9 (流動資産および流動負債の表示 = IAS13)、PSAK10 (外国為替取引 = IAS21)、PSAK11 (外貨建財務諸表の換算 = IAS21)、PSAK12 (ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告 = IAS31)、PSAK13 (投資の会計処理 = IAS25、一部差異あり)、PSAK14 (棚卸資産 = IAS2、一部差異あり)、PSAK15 (関連会社への投資に関する会計 = IAS28)、PSAK16 (有形固定資産およびその他の資産 = IAS16、一部差異あり)、PSAK17 (減価償却会計 = IAS4)、PSAK18 (年金プランの会計 = IAS26)、PSAK19 (無形固定資産 = IAS38)、PSAK20 (研究開発費 = IAS9)、PSAK22 (企業結合の会計 = IAS22、一部差異あり)、PSAK23 (収益 = IAS18)、PSAK24 (退職給付費用の会計 = IAS19)、PSAK25 (期間純損益、誤謬、会計方針のキャッシュ・フロー、PSAK31 (銀行業の会計 = IAS30)、PSAK34 (工事契約の会計 = IAS11) などである。アメリカ会計基準と同等の基準は、PSAK3 (中間財務諸表 = APB28)、PSAK6 (発展途上企業の会計・報告 = SFAS7)、PSAK26 (借入費用 = SFAS34)、PSAK29 (石油・ガス産業の会計 = SFAS19, 25, 69)、PSAK30 (リース会計 = SFAS13) などである。また、国際会計基準およびアメリカ会計基準のいずれも参考とせず、独自に開発した会計基準には、PSAK21 (資本の会計)、PSAK27 (協同組合の会計)、PSAK28 (損害保険業の会計)、PSAK32 (林業の会計)、PSAK33 (鉱業の会計)、PSAK35 (通信サービス業における収益の会計) などである²³。

1994年から2012年にかけて、財務会計基準審議会 (KSAK) は、これまで

の財務報告基準を改定し、新たに PSAK 第 36 号から 59 号を公表している。2002 年には、独自のシャリア（イスラム）会計基準として、FR Syariah（シャリア銀行の財務諸表の作成表示に関するフレームワーク）、PSAK59（シャリア銀行の会計）を公表している。PSAK 第 36 号以降のうち、国際会計基準と同等の基準は、PSAK46（法人税等の会計＝IAS12）、PSAK56（1 株当たり利益＝IAS33）、PSAK57（引当金，偶発債務および偶発資産＝IAS37）、PSAK58（廃止事業＝IAS35）などであり、アメリカ会計基準と同等の基準は、PSAK41（ワラントの会計＝APB Opinion14）、PSAK42（証券業の会計＝SFAS102）、PSAK43（工場の会計＝SFAS77）、PSAK44（不動産業の会計＝SFAS66）、PSAK45（非営利組織の財務報告＝SFAS117）、PSAK48（資産の減損＝SFAS121）、PSAK50（証券投資の会計＝SFAS115）、PSAK51（準再組織の会計＝ARB43）、PSAK52（報告通貨の会計＝SFAS52）、PSAK53（株式ベース報酬の会計＝SFAS123）、PSAK54（不良債権およびリストラ債権の会計＝SFAS15）、PSAK55（デリバティブ・ヘッジ活動の会計＝SFAS113）などである。また、インドネシア独自の会計基準は、PSAK36（生命保険業の会計）、PSAK37（有料道路の会計）、PSAK38（支配下企業のリストラクチャリング会計）、PSAK39（営業中の協同組合の会計）、PSAK40（子会社・関連会社の持分変動の会計）、PSAK47（土地の会計）、PSAK49（ミューチャルファンドの会計）などである²⁴。

インドネシア会計基準は、2014 年以降も、国際会計基準および国際財務報告基準の公表にあわせて、順次、新しい基準が公表されてきたが、アメリカ会計基準と同等の基準はすべて廃止され、財務報告基準のフレームワークおよび PSAK 第 1 号から PSAK58 号（PSAK27、PSAK28、PSAK36、PSAK38、PSAK44、PSAK45 をのぞく）まで、国際会計基準および国際財務報告基準と同等の基準が公表されている。2007 年以降、新たなシャリア会計基準として、FR Syariah（シャリア財務諸表の作成表示に関するフレームワーク、Kerangka Dasar Penyusunan dan Penyajian Laporan keuangan

Syariah, 2006/6/27 公表)、PSAK59 (シャリア銀行の会計、Akuntansi Perbankan Syariah, 2002/5/1 公表)、PSAK101 (シャリア財務諸表の表示、Penyajian Laporan Keuangan Syariah, 2016/5/25 公表)、PSAK102 (ムラバハの会計、Akuntansi Murabahah, 2016/5/25 公表)、PSAK103 (サラムの会計、Akuntansi Salam, 2016/5/25 公表)、PSAK104 (イスティスナの会計、Akuntansi Istishna', 2016/5/25 公表)、PSAK105 (ムダラバの会計、Akuntansi Mudharabah, 2007/6/27 公表)、PSAK106 (ムシャラカの会計、Akuntansi Musyarakah, 2007/6/27 公表)、PSAK107 (イジャラの会計、Akuntansi Ijarah, 2016/5/25 公表)、PSAK108 (シャリア保険の会計、Akuntansi Transaksi Asuransi Syariah, 2016/5/25 公表)、PSAK109 (ザカットの会計、Akuntansi Zakat dan Infak/Sedekah, 2010/4/6 公表)、PSAK110 (スクークの会計、Akuntansi Sukuk, 2011/10/26 公表) など 10 の基準が公表された²⁵。

マレーシアにおいて最初に公表された会計基準は、マレーシア公認会計士協会 (Malaysian Association of Certified Public Accountants) が 1972 年に公表した「財務諸表の表示に関する勧告書 (MACPA Technical Statement, Recommendations on the Presentation of Accountants)」である。また、マレーシア公認会計士協会は、1978 年に強制基準として国際会計基準を採用している。マレーシア公認会計士協会は、新しい会計基準の公表にあたって、国内の法規定・実務との適合性を検討する作業を行い、「承認された会計基準 (Approved Accounting Standards)」として採用している。1993 年現在の「承認された会計基準」として、国際会計基準 (International Accounting Standards) 第 1 号から第 31 号、マレーシア会計基準第 1 号から第 8 号が存在している。ただし、国際会計基準では、第 15 号 (1981)「物価変動の影響を反映する情報」、第 22 号 (1983)「企業結合の会計」、第 29 号 (1989)「超インフレ経済下の財務報告」、第 30 号 (1990)「銀行業及び類似する金融機関の財務諸表における開示」は、マレーシアの会計環境には合わないため、「承認さ

れた会計基準」として採用されていない。また、マレーシア会計基準では、国際会計基準で扱っていない内容やマレーシア独自の会計環境として必要とされる内容を規定しており、第1号(1988)「1株当たり利益」(イギリスSSAP第3号と同等)、第2号(1989)「取得及び合併の会計」(イギリスSSAP23号と同等)、第3号(1991)「総合保険業の会計」、第4号(1991)「生命保険業の会計」、第5号(1990)「水産養殖業の会計」、第6号(1992)「のれんの会計」、第7号(1993)「不動産開発業の会計」、第8号(1993)「収穫前コストの会計」が公表されている²⁶。

マレーシアでは、1997年財務報告法(Financial Reporting Act 1997)により、マレーシア会計基準審議会(Malaysian Accounting Standards Board; MASB)が設立され、「MASB基準」(1997)、「財務諸表の作成と表示に関するフレームワーク」(1998)、「イスラム会計基準(MASBi-1)」(2001)、「イスラム版テクニカルリリース(i-1, i-2)」(2006)、「中小企業版財務報告基準」(2007)、「財務報告基準」(2010)、「2011年版概念フレームワーク」(2011)、「マレーシア財務報告基準」(2011)、「中小企業版マレーシア財務報告基準」(2013)、「2018年版概念フレームワーク」(2018)など、多くの会計基準をマレーシア会計基準審議会が公表している。

マレーシアで2023年12月現在公表されているマレーシア財務報告基準(Malaysian Financial Reporting Standards; MFRSs)は、「FR(2011)財務報告に関する概念フレームワーク(Conceptual Framework 2011)」、「FR(2018)財務報告に関する概念フレームワーク(Conceptual Framework 2018)」、「MFRS 1 マレーシア財務報告基準の初度適用(First-time Adoption of Malaysian Financial Reporting Standards)」、「MFRS 2 株式報酬(Share-based Payment)」、「MFRS 3 企業結合(Business Combinations)」、「MFRS 4 保険契約(Insurance Contracts)」、「MFRS 5 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業(Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations)」、「MFRS 6 鉱物資源の探査及び評価(Exploration for and

Evaluation of Mineral Resources)」、 「MFRS 7 金融商品：開示 (Financial Instruments: Disclosures)」、 「MFRS 8 事業セグメント (Operating Segments)」、 「MFRS 9 金融商品 (Financial Instruments)」、 「MFRS 10 連結財務諸表 (Consolidated Financial Statements)」、 「MFRS 11 共同支配の取決め (Joint Arrangements)」、 「MFRS 12 他の企業への関与の開示 (Disclosure of Interests in Other Entities)」、 「MFRS 13 公正価値測定 (Fair Value Measurement)」、 「MFRS 14 規制繰延勘定 (Regulatory Deferral Accounts)」、 「MFRS 15 顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers)」、 「MFRS 16 リース (Leases)」、 「MFRS 17 保険契約 (Insurance Contracts)」、 「MFRS 101 財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)」、 「MFRS 102 棚卸資産 (Inventories)」、 「MFRS 107 キャッシュ・フロー計算書 (Statement of Cash Flows)」、 「MFRS 108 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬 (Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors)」、 「MFRS 110 後発事象 (Events after the Reporting Period)」、 「MFRS 112 法人所得税 (Income Taxes)」、 「MFRS 116 有形固定資産 (Property, Plant and Equipment)」、 「MFRS 119 従業員給付 (Employee Benefits)」、 「MFRS 120 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 (Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance)」、 「MFRS 121 外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates)」、 「MFRS 123 借入費用 (Borrowing Costs)」、 「MFRS 124 関連当事者についての開示 (Related Party Disclosures)」、 「MFRS 126 退職給付制度の会計及び報告 (Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans)」、 「MFRS 127 個別財務諸表 (Separate Financial Statements)」、 「MFRS 128 関連会社及び共同支配企業に対する投資 (Investments in Associates and Joint Ventures)」、 「MFRS 129 超インフレ経済下における財務報告 (Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)」、 「MFRS 132 金融商品：表示 (Financial

instruments: Presentation)」、「MFRS 1331 株当たり利益 (Earnings per Share)」、「MFRS 134 期中財務報告 (Interim Financial Reporting)」、「MFRS 136 資産の減損 (Impairment of Assets)」、「MFRS 137 引当金、偶発債務及び偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)」、「MFRS 138 無形資産 (Intangible Assets)」、「MFRS 139 金融商品：認識及び測定 (Financial Instruments: Recognition and Measurement)」、「MFRS 140 投資不動産 (Investment Property)」、「MFRS 141 農業 (Agriculture)」であり、また、国際財務報告基準と完全に一致している²⁷。

マレーシアの2023年12月現在のイスラム会計基準では、テクニカルリリース (Technical Releases) として、「TR i-1 ザカートの会計 (Accounting for Zakat on Business)」、「TR i-2 イスラムリースの会計 (Ijarah, Withdrawn)」、「TR i-3 イスラム金融機関の財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements of Islamic Financial Institutions, Archived)」、「TR i-4 シャリア準拠の売上契約 (Shariah Compliant Sale Contracts, Archived)」、S O P (Statement of Principles) として、「SOP i-1 イスラムの観点からの財務報告 (Financial Reporting from an Islamic Perspective)」、D P (Discussion Paper) として、「DP i-1 イスラム保険の会計 (Takaful)」、「DP i-2 イスラム債券の会計 (Sukuk)」、「DP i-3 シャリア準拠の利益分配契約 (Shariah Compliant Profit-sharing Contracts)」が公表されている²⁸。

シンガポールにおいて最初に公表された会計基準は、シンガポール会計士協会 (Singapore Society of Accountants) が1970年に公表した「公報 (Bulletins)」である。シンガポール会計士協会が1964年に設立されるまで、シンガポールの会計実務は、イギリス・オーストラリア・カナダなどの英連邦諸国の会計実務を採用しており、企業の財務諸表は、英連邦諸国の会計士によって、自国の会計基準に従って作成されていた。「公報 No.1 財務諸表の開示基準」、「公報 No.2 監査報告書と限定事項」、「公報 No.3 目論見書に対する会計士報告書」、「公報 No.4 監査人の調査と内部統制の評価」は、シンガポー

ルにおける会計基準と監査基準の役割を果たした。「公報」に強制力はないが、「1967年会社法第6部会計と監査（Companies Act 1967, Part VI Accounts and Audit）」に準拠しているため、シンガポールの会計士は「公報」に従って会計実務と監査実務を行った。1977年に会計基準委員会（Accounting Standard Committee）がシンガポール会計士協会によって設立され、「改正公報 No.1」が公表された。「改正公報 No.1」では、国際会計基準「IAS No.1 会計方針の開示」、「IAS No.2 取得原価会計における棚卸資産の評価および表示」、「IAS No.3 連結財務諸表」、「IAS No.4 減価償却の会計」、「IAS No.5 財務諸表に開示すべき情報」、「IAS ED7 資金の源泉と用途に関する計算書」の内容が追加され、シンガポールの会計実務においてはじめて国際会計基準が導入された。1977年以降、会計基準委員会は国際会計基準（IAS 1 から IAS 31）に準拠した会計基準書（Statements of Accounting Standards; SAS）を公表した。ただし、「SAS 6 1株当たり利益」は、イギリスの会計実務基準書（Statement of Standard Accounting Practice; SSAP）第3号に準拠した会計基準であり、「SAS 28 商品およびサービス税の会計処理」はシンガポール独自の会計基準となっている²⁹。

シンガポールにおける会計基準設定主体は、その後、2002年会社法改正で、「会計基準委員会（企業開示統治審議会）の設立」（200A条）、「財務諸表・連結財務諸表規定の削除」（附則9条）が公表され、2002年に「企業開示統治審議会（Council on Corporate Disclosure and Governance）」が設立され、「財務報告基準（Financial Reporting Standards; FRS）」を公表している。2013年に、「企業開示統治審議会」は「シンガポール会計審議会（Singapore Accountancy Committee; SAC）」に変更され、2017年に「シンガポール財務報告基準（Singapore Financial Reporting Standards）」を公表している。2004年の設立された会計企業規制庁（Accounting and Corporate Regulatory Authority; ACRA,）が、2023年4月にシンガポール会計審議会（Singapore Accountancy Commission; SAC）と会計基準審議会（Accounting Standards

Council; ASC) を吸収し、会計企業規制庁 (ACRA) が会計基準設定主体として機能し、「シンガポール財務報告基準 (Singapore Financial Reporting Standards (International))」を公表している³⁰。2023年12月現在のシンガポール財務報告基準は、「Preface シンガポール財務報告基準に対する序文 (Preface to Singapore Financial Reporting Standards)」、「Framework 財務報告の概念フレームワーク (The Conceptual Framework for Financial Reporting)」、「SFRS (I) 1 財務報告基準の初度適用 (First-time Adoption of Singapore Financial Reporting Standards)」、「SFRS (I) 2 株式報酬 (Share-based Payment)」、「SFRS (I) 3 企業結合 (Business Combinations)」、「SFRS (I) 4 保険契約 (Insurance Contracts)」、「SFRS (I) 5 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations)」、「SFRS (I) 6 鉱物資源の探査及び評価 (Exploration for and Evaluation of Mineral Resources)」、「SFRS (I) 7 金融商品:開示 (Financial Instruments: Disclosures)」、「SFRS (I) 8 事業セグメント (Operating Segments)」、「SFRS (I) 9 金融商品 (Financial Instruments)」、「SFRS (I) 10 連結財務諸表 (Consolidated Financial Statements)」、「SFRS (I) 11 共同支配の取決め (Joint Arrangements)」、「SFRS (I) 12 他の企業への関与の開示 (Disclosure of Interests in Other Entities)」、「SFRS (I) 13 公正価値測定 (Fair Value Measurement)」、「SFRS (I) 14 規制繰延勘定 (Regulatory Deferral Accounts)」、「SFRS (I) 15 顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers)」、「SFRS (I) 16 リース (Leases)」、「SFRS (I) 1-1 財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)」、「SFRS (I) 1-2 棚卸資産 (Inventories)」、「SFRS (I) 1-7 キャッシュ・フロー計算書 (Statement of Cash Flows)」、「SFRS (I) 1-8 会計方針、会計上の見積の変更及び誤謬 (Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors)」、「SFRS (I) 1-10 後発事象 (Events after the Reporting Period)」、「SFRS (I) 1-12 法人所得税 (Income Taxes)」、「SFRS (I) 1-16

有形固定資産 (Property, Plant and Equipment)」、 「SFRS (I) 1-19 従業員給付 (Employee Benefits)」、 「SFRS (I) 1-20 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 (Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance)」、 「SFRS (I) 1-21 外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates)」、 「SFRS (I) 1-23 借入費用 (Borrowing Costs)」、 「SFRS (I) 1-24 関連当事者についての開示 (Related Party Disclosures)」、 「SFRS (I) 1-26 退職給付制度の会計及び報告 (Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans)」、 「SFRS (I) 1-27 個別財務諸表 (Separate Financial Statements)」、 「SFRS (I) 1-28 関連会社及び共同支配企業に対する投資 (Investments in Associates and Joint Ventures)」、 「SFRS (I) 1-29 超インフレ経済下における財務報告 (Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)」、 「SFRS (I) 1-32 金融商品：表示 (Financial Instruments: Presentation)」、 「SFRS (I) 1-331 株当たり利益 (Earnings per Share)」、 「SFRS (I) 1-34 期中財務報告 (Interim Financial Reporting)」、 「SFRS (I) 1-36 資産の減損 (Impairment of Assets)」、 「SFRS (I) 1-37 引当金、偶発債務及び偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)」、 「SFRS (I) 1-38 無形資産 (Intangible Assets)」、 「SFRS (I) 1-39 金融商品：認識及び測定 (Financial Instruments: Recognition and Measurement)」、 「SFRS (I) 1-40 投資不動産 (Investment Property)」、 「SFRS (I) 1-41 農業 (Agriculture)」であり、国際財務報告基準と完全に一致している³¹。

ベトナムにおいて最初に公表された会計基準は、1988年の「会計統計令 (Ordinance on Accounting and Statistics 1988)」で公表された会計統計システムである。会計統計システムは、行政組織と国有企業を対象としており、基本的記録システム、勘定・簿記システム、様式・報告システム、国民経済部門・国家予算の分類・コード化、加重・尺度の単位、会計・統計年度などを規定している。これらの規定は、フランスの「プラン・コンタブル・ジェネラ

ル」の影響を強く受けている。また、ベトナムでは、「200年会計法（Law of Accounting No.2003-QH11）」が公表され、行政組織と国有企業だけでなく、すべての民間企業を対象とした会計システムが公表された。2003年会計法で規定された会計システムには、一般規定（会計原則・会計基準を含む）、会計処理（勘定表を含む）、会計部門担当者、職業会計活動、会計の国家管理、褒賞・報償・違反行為、施行規定などが含まれている。会計法の規定は、旧ソ連およびロシアの「1989年統一会計プラン」「1996年連邦会計法」「2000年勘定計画雛型」「2003年勘定計画雛型補訂」などの影響を強く受けている³²。

2003年会計法の勘定表では、「流動資産 111（現金）～ 161（国家資金事業外支出）」、「固定資産 211（有形固定資産）～ 244（証券・預金担保長期貸付金）」、「負債 311（短期借入金）～ 344（不動産・預金担保長期借入金）」、「所有主資本 411（資本金）～ 466（固定資本投資目的国庫補助金）」、「利益 511（収益）～ 532（売上割戻）」、「製造・販売費用 611（仕入）～ 642（一般管理費）」、「その他収益 711（その他の収益）」、「その他費用 811（その他の費用）」、「オフ・バランス勘定 001（外部オペレーティング・リース資産）～ 009（固定資産減価償却基金）」など勘定科目のコード化が行われている。また、2003年会計法ベトナム会計基準（Vietnam Accounting Standards）では、「VAS1 一般基準」、「VAS2 棚卸資産（IAS2）」、「VAS3 有形固定資産（IAS16）」、「VAS4 無形固定資産（IAS38）」、「VAS6 リース会計（IAS17）」、「VAS10 外国為替レート変動の影響（IAS21）」、「VAS14 売上及びその他の収益（IAS18）」、「VAS15 工事契約（IAS11）」、「VAS16 借入コスト（IAS23）」、「VAS24 キャッシュ・フロー計算書（IAS7）」などの10の会計基準が公表され、一部の国際会計基準が国内基準化されている³³。

2023年12月現在、ベトナムでは、「VAS1 一般基準（Framework）」、「VAS2 棚卸資産（Inventories）IAS2（1993）Circular200」、「VAS3 有形固定資産（Tangible Assets）IAS16（2005）Circular, 45, 200」、「VAS4 無形固定資産（Intangible Assets）IAS38（1998）Circular200」、「VAS5 不動

産投資 (Investment Property) IAS40 (2000) Circular200]、「VAS6 リース (Leases) IAS17 (2004) (IFRS16) Circular45, land law 2003]、「VAS8 合弁会社の資本拠出に関する財務情報 (Financial Reporting of Interests in Joint Ventures) IAS31 (2004) Circular200]、「VAS10 外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates) IAS21 (1993) Circular53, 200]、「VAS11 企業結合 (Business combinations) IFRS3 (2001) Circular202]、「VAS14 売上及びその他の収益 (Revenue and Other Income) IAS18 (2004) Circular200]、「VAS15 工事契約 (Construction Contracts) IAS11 (1995) (IFRS3)]、「VAS16 借入費用 (Borrowing Costs) IAS23 (1993) Circular200]、「VAS17 法人所得税 (Income Taxes) IAS12 (1979) Circular202]、「VAS18 引当金、偶発債務及び偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets) IAS37 (2004) Circular200]、「VAS19 保険契約 (Insurance contracts) IFRS4 (2004) IFRS17 Circular199, 232]、「VAS21 財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements) IAS1 (2003)]、「VAS22 銀行および金融機関の財務諸表における開示 (Disclosures in the Financial Statements of Banks and Similar Financial Institutions) IAS30 (2004)]、「VAS23 後発事象 (Events after the Reporting Period) IAS10 (1999)]、「VAS24 キャッシュ・フロー計算書 (Cash Flow Statements) IAS7 (2001) Circular200, 202, Decision16]、「VAS25 連結財務諸表及び子会社投資 (Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiary) IAS27 (2008) IFRS10 Circular202]、「VAS26 関連当事者に関する情報 (Related-Party Disclosures) IAS24 (1994)]、「VAS27 中間財務報告 (Interim Financial Reporting) IAS34 (2001) Circular200]「VAS28 セグメント情報 (Segment Reporting) IAS14 (2004) IFRS8]、「VAS29 会計方針、会計上の見積の変更と誤謬 (Changes in Accounting Policies, Accounting Estimates and Errors) IAS8 (2001)]、「VAS30 一株当たり利益 (Earning per Share)

IAS33 (2001) Circular200」のベトナム会計基準が公表されている。ベトナム会計基準と国際会計基準・国際財務報告基準との間に相違がある場合は、サーキュラー (Circular) およびディシジョン (Decision)³⁴の中で差異が述べられている。また、ベトナム会計基準に含まれていない国際会計基準・国際財務報告基準は、「IFRS1 財務報告基準の初度適用 (First Time Adoption of International Financial Reporting Standards) Circular 200」、「IFRS2 株式に基づく報酬 (Share-based Payment) Specific guidance from the accounting supervisory body」、「IFRS5 売買目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations)」、「IFRS6 鉱物資源の探査及び評価 (Exploration for and Evaluation of Mineral Resources)」、「IFRS7 金融商品：開示 (Financial Instruments: Disclosures) Circular200, 210」、「IFRS9 金融商品 (Financial Instrument) Circular200, 228」、「IFRS12 他企業への関与の開示 (Disclosure of Interests in Other Entities) Circular202」、「IFRS13 公正価値測定 (Fair value) Accounting Law 2015, Circular200」、「IFRS15 顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers) Circular200」、「IFRS16 リース (Leases) Circular45」、「IAS19 従業員給付 (Employee Benefits) Circular200」、「IAS20 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 (Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance)」、「IAS26 退職給付制度の会計及び報告 (Accounting and Reporting for Retirement Benefit Plans)」、「IAS27 個別財務諸表 (Separate Financial Statements) Circular200」、「IAS29 超インフレ経済下における財務報告 (Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)」、「IAS32 金融商品：表示 (Financial Instruments: Presentation) Circular200, 202」、「IAS41 農業 (Agriculture) Circular200」などである³⁵。

4 アセアンの会計教育・会計研究

インドネシアでは、1945年独立宣言後、3つの高等教育機関が設立された。1945年ジャカルタにおいて、イスラム組織ミアイによってイスラム高等学院（Sekolah Tinggi Islam）として創設され、1947年ジョグジャカルタに移転し、宗教学部、法学部、教育学部、経済学部を擁する国立インドネシアイスラム大学（Universitas Islam Indonesia）となった³⁶。

1946年ジャカルタにおいて、スルタンのハメンクブウォノ3世（Hamengkubuwana III）を理事とするガジャマダ大学（Universitas Gadjah Mada）が設立された。当初は文学部と法学部を擁する私立大学であったが、1949年ジョグジャカルタに移転し、医学部、歯学部、薬学部、社会学部、政治学部、工学部、哲学部、農学部を含めた国立ガジャマダ大学となった³⁷。

ガジャマダ大会計教育は、1955年から開始した法律経済社会政治学部（Faculty of Law, Economics, Social and Politics）で行われたが、その後、

表4 アセアン4か国の会計教育・会計研究

	大学設立・教育制度	大学教員の学位	大学教員の研究分野
インドネシア	オランダ	アメリカ、オーストラリア、イギリス等	財務会計、監査、管理会計、公共会計、コーポレートガバナンス、シャリア会計等
マレーシア	イギリス	マレーシア、オーストラリア、イギリス等	ガバナンス、会計プロフェッション、アカウントビリティ、イスラム会計等
シンガポール	イギリス	アメリカ、シンガポール、オーストラリア、イギリス等	コーポレートガバナンス、財務報告・開示、キャピタルマーケット、監査等
ベトナム	フランス・ソ連・アメリカ	ベトナム、日本、イギリス、オーストラリア、フランス等	コーポレートガバナンス、ファイナンス、監査、会計情報開示等

2007年に設置された経済経営学部（Faculty of Economics and Business）で実施されている³⁸。

1946年オランダ植民地政府はジャカルタにインドネシア臨時大学を創設し、1947年にインドネシア大学（Universitas Indonesia）と改称し、ジャカルタには医学部、法学部、文学部、哲学部、農学部を設置、バンドンには工学部、理学部（1959年バンドン工科大学として独立）を設置、ボゴールには獣医学部（1963年ボゴール農科大学として独立）を設置、スラバヤには医学部（1954年アイルランガ大学として独立）、マカッサルには経済学部（1956年ハサヌディン大学として独立）を設置した。インドネシア大学では、設置当初、すべての教員はオランダ人で、講義をオランダ語で行われ、オランダ本国と同じ高等教育が実施された（馬越徹、1995、pp.196-199）。その後、インドネシア共和国政府は、インドネシア大学をインドネシア化するため、1950年に国立インドネシア大学とし、ジャカルタに経済学部（Faculty of Economics）を設置した。2015年に経済学部は経済経営学部に変更した³⁹。

マレーシアおよびシンガポールでは、1959年に自治権をもつ大学を設置する法律が施行され、1960年にマラヤ大学クアラルンプール分校とマラヤ大学シンガポール分校が設立された。1962年になると、2つに分離した大学を認可する法律が施行され、イギリス型の教育研究管理を維持した大学である国立マラヤ大学（Universiti Malaya）とシンガポール国立大学（National University of Singapore）が設立された⁴⁰。

マレーシアでは、1961年に教育法（Education Act 1961）が施行され、小学校を国民学校（マレー語学校）と国民型学校（英語学校）区分し、中等学校の教育言語と入学試験は英語とマレー語で行うこととなった。教育法により、マレーシアでは、国民学校6年、前期中等学校3年、高度中等学校2年、準備教育課程2年、大学学部3年（修士2年・博士3年）の6-3-2-2-3制が導入されることになった。その後マレーシアの大学として、1967年に、マラ工科大学（Universiti Teknologi MARA）、1969年に、マレーシア

科学大学 (Universiti Sains Malaysia; USM)、1970 年に、マレーシア国民大学 (Universiti Kebangsaan Malaysia; UKM) が設立され、1971 年に大学カレッジ法 (Universities and University Colleges Act 1971)、1996 年に、改正教育法 (Education Act 1996)、国立高等教育法 (National Council of Higher Education Act 1996)、私立高等教育法 (Private Higher Education Institutions Act 1996)、改正大学カレッジ法 (Universities and University Colleges Amendment Act 1996) が施行されると、多くの国立大学が設立した。また、マレーシアでは、国立大学をその設立目的によって、研究拠点大学 (Research Universities)、総合大学 (Comprehensive Universities)、特色大学 (Focused Universities) に区分しており、会計教育については、すべての国立大学で学位プログラムが実施されている⁴¹。

シンガポールでは、独立後、これまでのマレー語重視の二・三言語教育から、英語と各種族語を柱とする二言語教育へ転換した。1968 年以降、種族語を教授用語とする非英語系学校では、英語による数学・理科の授業、英語を教授用語とする英語系学校では、種族語による歴史の授業が行われた。これ以降、国語 (マレー語) は形式的な地位へと追いやられ、代わって民族中立的で、科学技術の導入や経済活動に有利であるという見地から、英語が重視されることとなった。シンガポール社会全体の英語指向が強まる中、マレー語学校 (1976 年) とタミール語学校 (1982 年) の入学者が途絶え、1980 年に華語の最高学府の南洋大学がシンガポール国立大学に事実上吸収されて消滅した⁴²。

シンガポールでは、教育法 (Education Act 1957)、シンガポール会社法 (Companies Act 1965) によって、1980 年にシンガポール国立大学 National University of Singapore、1981 年にナンヤン工科大学 (Nanyang Technological University、2000 年にシンガポール経営大学 (Singapore Management University)、2005 年にシンガポール経営学校 (Singapore Institute of Management)、2009 年にシンガポール工科デザイン大学 (Singapore University of Technology and Design)、2009 年にシンガポール

工科大学 (Singapore Institute of Technology)、2017年にシンガポール社会科学大学 (Singapore University of Social Sciences) などの国立大学が設立された⁴³。その後、改正教育法 (Revised Education Act 1985)、チャリティ法 (Charities Act 2005)、改正チャリティ法 (Revised Charities Act 2011)、シンガポール国立大学法 (National University of Singapore Act 2005)、ナンヤン工科大学法 (Nanyang Technological University Act 2005)、シンガポール経営大学法 (Singapore Management University Act 2000) などの法律によって国立大学の機能・権限が規定された。

ベトナムでは、1918年に、インドシナに高等教育に関する法律が公布され、医科薬科大学、教員養成大学、獣医大学、法律行政大学、農林大学、工業大学、美術建築大学、文科大学、実験科学大学が設立され、その教員のほとんどはフランスの大学で教育を受けたフランス人であった。さらに、第一次インドシナ戦争 (1945-1954) の期間では、ベトナムが「フランス管理区 (南部)」と「解放区 (北部)」の2つに分割され、「フランス管理区 (南部)」では、フランス植民地時代と同じ高等教育が行われ、「解放区 (北部)」では、ベトナム戦争抵抗政府は、越南国家大学 (のちのハノイ国家大学) が設立された⁴⁴。

1954年、ベトナムは北のベトナム民主共和国と南のベトナム共和国に分割され、北のベトナム民主共和国では、ソビエトモデルの高等教育が開発され、南のベトナム共和国では、アメリカモデル高等教育が開発された。1975年、ベトナム戦争終了後、ベトナムすべての大学は、ソビエトモデルに従った高等教育システムに統一された⁴⁵。

1987年、ドイモイ政策以後、ベトナムの高等教育システムは大きく変換し、高度な運営自主権を有する大学創設のための改革が行われ、1993年に、ハノイ総合大学、ハノイ師範大学、ハノイ外国語師範大学が母体となり再編成されたハノイ国家大学 (Vietnam National University, Hanoi) が設立され、1995年に、ホーチミン市に存在するホーチミホーチミン市国家大学科学大学、ホーチミン市農林大学を統合し、ホーチミン市国家大学 (Vietnam National

University, Ho Chi Minh City) が設立された⁴⁶。

2つの国家大学の特徴として、第1に、国家大学は高い自主性と専門性を備え複数の大学（国家大学構成員大学）からなり、大学機構ないし大学複合体としての性格を持っている点であり、第2に、国家大学は体制移行の過程において、国家大学構成員大学を通じて、実験的・自主的な教育・研究を展開している点などがあげられる⁴⁷。具体的には、ハノイ国家大学は9つの国家大学構成員大学⁴⁸、ホーチミン市国家大学は7つの国家大学構成員大学⁴⁹で組織されている。

以下では、アセアン4か国における会計教育・会計研究（主要大学のカリキュラム・研究活動）について検討を行う。インドネシアのガジャマダ大学会計学プログラム（Bachelor in Accounting, Sarjana Ekonomi/S.E., Undergraduate Program Faculty of Economics and Business of UGM）では、各セメスターにおいて多くの会計監査関連科目を配置している。

第1セメスターでは、初級会計学（AKU1601, Akuntansi Pengantar, 3単位）、初級会計学チュートリアル（AKU1601a, Tutorial Akuntansi Pengantar, 0単位）、初級ビジネス（MAN1501, Bisnis Pengantar, 3単位）、宗教教育I（UNU1000, Pendidikan Agama I, 単位2）、パンチャラ教育（UNU1100, Pendidikan Pancasila, 2単位）、第2セメスターでは、中級会計学I（AKU2101, Akuntansi Menengah I, 3単位）、原価計算（AKU2201, Akuntansi Biaya, 3単位）、第3セメスターでは、中級会計学II（AKU2102, Akuntansi Menengah II, 3単位）、管理会計（AKU2202, Akuntansi Manajemen, 3）、財務管理I、（MAN2101, Manajemen Keuangan I, 3単位）、第4セメスターでは、上級会計学（AKU3105, Akuntansi Lanjutan, 3単位）、監査論I（AKU3301, Pengauditan I, 3単位）、会計の職業訓練（AKU3603, Praktikum Akuntansi, 1単位）、会計学特殊講義（AKU4613, Topik Khusus dalam Akuntansi, 3単位）、財務管理II（MAN2102, Manajemen Keuangan II, 3単位）などがある。第5セメスターでは、監査論II（AKU3302,

Pengauditan II, 3 単位)、公共部門会計 (AKU3502, Akuntansi Sektor Publik, 3 単位)、ビジネス職業倫理 (AKU3610, Etika Bisnis dan Profesi, 3 単位)、会計理論 (AKU4105, Teori Akuntansi, 3 単位)、第6セメスターでは、情報システム監査 (AKU3304, Pengauditan Sistem Informasi, 3 単位)、租税論 (AKU3501, Perpajakan, 3 単位)、会計研究方法論 (AKU3604, Metodologi Penelitian Akuntansi, 3 単位)、政府会計 (AKU4507, Akuntansi Pemerintahan, 3 単位)、第7セメスターでは、卒業論文 (AKU4611, Skripsi, 6 単位)、社会奉仕活動プログラム (UNU6000, Kuliah Kerja Nyata, 3 単位) などがある。第7セメスターの選択科目 (Daftar Mata Kuliah Pilihan) では、財務諸表分析 (AKU3106, Analisis Laporan Keuangan, 3 単位)、内部監査 (AKU3303, Pengauditan Internal, 3 単位)、情報システム監査 (AKU3304, Pengauditan Sistem Informasi, 3 単位)、法廷会計・不正調査 (AKU3305, Forensic Accounting and Fraud Investigation, 3 単位)、シャリア金融機関の監査・ガバナンス (AKU3306, Audit dan Tata Kelola Lembaga Keuangan Syariah, 3 単位)、会計のデータ分析 (AKU4409, Data Analytics for Accounting, 3 単位)、戦略原価計算 (AKU4410, Akuntansi Kos Strategik, 3 単位)、財務会計アカウンタビリティ (AKU4503, Akuntansi dan Akuntabilitas Keuangan, 3 単位)、タックスプランニング (AKU4504, Perencanaan Pajak, 3 単位)、国際税務 (AKU4505, International Taxation, 3 単位)、公共財務管理 (AKU4506, Manajemen Keuangan Publik, 3 単位)、ポートフォリオ投資分析 (AKU4612, Portfolio and Investment Analysis, 3 単位)、シャリア会計 (AKU4614, Akuntansi Syariah, 3 単位)、コーポレートガバナンス (AKU4615, Corporate Governance, 3 単位)、会計ゼミナール (AKU4616, Accounting Seminar, 3 単位)、イスラム経済 (EKO3112, Ekonomika Islam, 3 単位)、銀行・金融機関 (EKO4401, Bank dan Lembaga Keuangan, 3 単位)、基本イスラム金融論 (MAN2203, Dasar-dasar Keuangan Islam, 3 単位)、イスラムビジネス (MAN2303, Bisnis Islam, 3 単位)、国際財務管理 (MAN3105,

Manajemen Keuangan Internasional, 3 単位) などがある⁵⁰。

ガジャマダ大学会計教員が博士号を取得した国は、アメリカ (13)、オーストラリア (11)、イギリス (8)、インドネシア (5) (ガジャマダ大学 4、インドネシア大学 1)、カナダ (1)、日本 (1)、マレーシア (1)、ノルウェー (1)、スコットランド (1) である。修士号では、イギリス (7)、オーストラリア (5)、オランダ (2)、アメリカ (1)、シンガポール (1) である。多くの教員は、アメリカ、オーストラリア、イギリスで博士号または修士号を取得していることがわかる。また、ガジャマダ大学会計教員における研究テーマは、財務会計 (20)、監査 (18)、管理会計 (13)、公共会計 (10)、コーポレートガバナンス (9)、会計情報システム (8)、シャリア会計 (7)、行動会計 (5)、財務報告・開示 (4)、租税 (3)、ビジネス倫理 (3)、国際会計 (3) などである⁵¹。

マレーシアのマラ工科大学会計学プログラム (Undergraduate Programme, Faculty of Accountancy UiTM, AC220-Bachelor of Accountancy Hons.) では、インドネシアの大学と同様に、イスラム会計を含む多くの会計監査関連科目が配置されている。第 1 セメスターでは、財務会計・財務報告 I (FAR410, Financial Accounting and Reporting I, 3 単位)、初級商法 (LAW446, Introduction To Commercial Law, 3 単位)、租税論 I (TAX467, Taxation I, 3 単位)、初級経営学 (MGT400, Introduction To Management, 3 単位)、第 2 セメスターでは、財務会計・財務報告 II (FAR460, Financial Accounting and Reporting II, 3 単位)、原価計算・管理会計 (MAF451, Cost and Management Accounting, 3 単位)、財務管理 (MAF503, Financial Management, 3 単位)、租税論 II (TAX517, Taxation I, 3 単位)、などがある。第 3 セメスターでは、財務会計・財務報告 III (FAR510, Financial Accounting and Reporting III, 3 単位)、上級租税論 (TAX667, Advanced Taxation, 3 単位)、管理会計 (MAF551, Management Accounting and Control, 3 単位)、会社法 (LAW485, Corporate Law, 3 単位)、第 4 セメスターでは、財務会計・財務報告 IV (FAR570, Financial Accounting and

Reporting IV, 3 単位)、コーポレートファイナンス (MAF603, Corporate Finance, 3 単位)、会計情報システム (AIS615, Accounting Information System, 3 単位)、起業家活動 (ENT530, Principles of Entrepreneurship, 3 単位)、監査論 I (AUD589, Auditing I, 3 単位) などがある。第 5 セメスターでは、連結財務諸表 (FAR620, Consolidated Financial Statement, 3 単位)、会計システム分析・デザイン (AIS655, Accounting System Analysis And Design, 3 単位)、金融市場 (MAF653, Financial Markets, 3 単位)、第 6 セメスターでは、会計理論と直面する課題 (FAR661, Accounting: Theory And Emerging Issues, 3 単位)、ビジネス倫理・コーポレートガバナンス (CRG650, Business Ethics And Corporate Governance, 3 単位)、管理会計セミナー (MAF651, Seminar In Management Accounting, 3 単位)、会計監査・監査保証 (AUD689, Audit And Assurance Services, 3 単位)、統合ケーススタディ MAF671, Integrated Case Study, 3 単位)、価値観・文明 (CTU554, Values And Civilization II, 2 単位)、英語終了試験 (EET699, English Exit Test, 0 単位) などがある。第 7 セメスターでは、財務諸表分析 (FAR670, Financial Statement Analysis)、イスラム金融取引会計 (FAR618, Accounting for Islamic Financial Transactions)、ザカート会計 (FAR658, Zakat Accounting)、公共部門会計 (PSA662, Public Sector Accounting)、上級租税論 I (TAX695, Advanced Taxation for Professional)、上級会計監査・監査保証 I (AUD695, Advanced Audit and Assurance)、イスラム金融 (MAF663, Islamic Finance)、上級租税論 II (TAX696, Advanced Taxation For Professional)、上級会計監査・監査保証 II (AUD696, Advanced Audit and Assurance)、内部監査 (AUD679, Internal Auditing)、イスラム金融機関のシャリア監査とガバナンス (AUD699, Shariah Audit and Government of Islamic Financial Institutions)、企業財務報告 (FAR698, Corporate Financial Reporting)、第 8 セメスターでは、産業プロジェクト (PAC671, Industrial Project, 12 単位) などがある⁵²。

マラ工科大学大会計教員が博士号を取得した国は、マレーシア (44) (マラ工科大学 (22)、その他 (22))、オーストラリア (12)、イギリス (8)、ニュージーランド (3) である。修士号では、マレーシア (52) (マラ工科大学 42、その他 10)、オーストラリア (13)、イギリス (3)、その他 (記載なし 4) である。マラ工科大学会計学教員のほとんどは、マレーシアおよび英連邦諸国で博士号または修士号を取得している。マラ工科大学会計教員の主要な研究テーマは、ガバナンス (28)、会計プロフェッション (8)、アカウントビリティ (8)、サステイナブル・パフォーマンス (6)、環境管理会計 (5)、リスクマネジメント (5)、統合報告 (4)、フォレンジック会計 (4)、ファイナンシャル・サステイナビリティ (4)、ファイナンシャル・マネジメント (4)、ライフスキル教育 (3)、SME パフォーマンス (3)、高等教育 (3)、シャリア・ガバナンス (3)、サステイナブル報告 (3)、監査 (3)、ファイナンシャル・リテラシー (3)、統合コーポレートガバナンス・スキル・ラーニング (3) などについて、多くの会計教員が研究を行っている⁵³。

シンガポールのシンガポール経営大会計学プログラム (Singapore Management University Bachelor of Accountancy) では、非常に多くの会計およびビジネスの科目が配置されている。会計科目 (Accounting Subjects 11 courses) では、会計情報システム (Accounting Information Systems)、会計思想・ガバナンス (Accounting Thought and Governance)、上級財務会計 (Advanced Financial Accounting)、会計監査・監査保証 (Audit and Assurance)、財務会計 (Financial Accounting)、財務報告・分析 (Financial Reporting and Analysis)、中級財務会計 (Intermediate Financial Accounting)、管理会計 (Management Accounting)、統計プログラミング (Statistical Programming)、租税論 (Taxation)、企業評価 (Valuation) などが配置されている。ビジネス科目 (Business Subjects 7 courses) では、ビジネス法 (Business Law)、会社法 (Company Law)、ファイナンス (Finance)、金融市場と投資 (Financial Markets and Investments)、初級統

計学 (Introductory Statistics)、人的資源管理 (Management of People at Work)、経営戦略 (Strategy) などが配置されている。会計コア・コミュニティ (ACCOUNTING CORE Communities 4 courses) では、4つの分野で以下の科目が配置されている。経済社会分野 (Economics and Society) では、経済学と社会 (Economics and Society)、技術社会分野 (Technology and Society) では、デジタルカルチャー (Digital Cultures)、科学・環境・帝国 (Science, Environment, and Empire)、テクノロジーと世界変化 (Technology and World Change)、気候変動 (Climate Change: Global and Local Solutions)、科学技術研究 (Science and Technology Studies: Where Science Meets Society)、文化・現代世界分野 (Cultures of the Modern World) では、都市文化 (Urban Cultures)。東南アジア映画 (Film in Southeast Asia)、シンガポール今後50年 (Singapore: Imagining the Next 50 Years)、東南アジア政治 (Politics of South-East Asia)、外国語 (Foreign Language)、コミュニティサービス (Community Service) では、地域ボランティア (Community Service) などである。また、会計コア・シビライゼーション (ACCOUNTING CORE Civilisations 2 courses) では、2つの分野で以下の科目が配置されている。倫理社会・社会的責任分野 (Ethics and Social / Corporate Responsibility) では、会計倫理・社会的責任 (Ethics and Social Responsibility for Accounting)、ビッグクエスチョン (Big Questions)、グローバルエクスポージャー (Global Exposure)、会計学選択分野 (Accounting Electives) : では、会計分析キャップストーン (Accounting Analytics Capstone)、会計データ分析 (Accounting Data and Analytics Work-Study Elective)、上級会計監査・監査保証 (Advanced Audit and Assurance)、上級租税論 (Advanced Taxation)、投資価値分析 (Analytics for Value Investing)、ファイナンス不動産分析 (Analytics in Finance and Real Estate)、監査分析 (Audit Analytics)、会計監査・監査保証ワークスタディ (Audit and Assurance Work-Study Elective)、公共部門監査 (Auditing for the Public Sector)、監

査情報システム (Auditing Information Systems)、金融サービスブロックチェーン (Blockchain Applications in Financial Services)、ビジネスデータマネジメント (Business Data Management)、コーポレートバンキングテクノロジー (Corporate Banking Technology)、コーポレートファイナンシャルマネジメント (Corporate Financial Management)、サイバーリスク・裁判ワークスタディ (Cyber Risk and Forensics Work-Study Elective)、データマネジメント (Data Management)、データモデリング・視覚化 (Data Modelling and Visualisation)、専門家の紛争解決 (Dispute Resolution: The Role of Experts)、財務分析 (Financial Analytics)、金融犯罪 (Financial Crime)、予測・裁判分析 (Forecasting and Forensic Analytics)、法廷会計 (Forensic Accounting and Investigation)、サイバーセキュリティの基礎 (Foundations of Cybersecurity)、倒産・リストラ (Insolvency and Restructuring)、内部監査 (Internal Audit)、初級プログラミング (Introduction to Programming)、証拠法 (Law of Evidence)、不動産評価・課税 (Real Estate Valuation and Taxation)、戦略マネジメント会計 (Strategic Management Accounting) などである⁵⁴。

シンガポール経営大会計教員が博士号を取得した国は、アメリカ (23)、シンガポール (6)、オーストラリア (4)、イギリス (4)、中国香港 (3)、カナダ (2)、フランス (1) である。その他会計学教員は、シンガポール勅許会計士 (11)、オーストラリア公認会計士 (2)、イギリス勅許会計士 (1)、その他 (記載なし 5) である。シンガポール経営大会計学教員における主要な研究テーマは、コーポレートガバナンス (19)、財務報告・開示 (16)、ボランティアディスクロージャー (8)、キャピタルマーケット (7)、監査 (6)、コーポレートディスクロージャー (5)、アーニング・マネジメント (4)、会計情報システム (4)、会計教育 (3)、コーポレートタックス (2)、コーポレートファイナンス (2)、財務会計 (2)、アーニングクオリティ (2)、財務分析 (2)、アナリストフォーカスト (2)、行動会計 (2)、コーポレートレポートリング (2) などである⁵⁵。

ベトナムのハノイ国家大学ビジネスプログラム (Undergraduate English Program of VNU University of Economics and Business, Bachelor of Business) では、会計に関連する科目は少なく、経済学・経営学全般の科目が多く配置されている。ビジネスプログラムの第1セメスターでは、基本情報学 (INT1004-E, Basic Informatics, 3 単位)、上級数学 (MAT1092-E, Advanced Mathematics, 4 単位)、入門州・法律 (THL1057-E, Introduction to State and Law, 2 単位)、ビジネス統計・確率 (MAT1101-E, Probability and Statistics for Business, 3 単位)、ミクロ経済学 (INE1050-E, Microeconomics, 3 単位)、ビジネスコミュニケーション (BSA1056-E, Business Communication, 3 単位)、行動と社会調査 (BSA1056-E, Behaviour and Social Research, 3 単位)、戦略経営 (BSA2005-E, Strategic Management, 3 単位)、人的資源管理 (BSA2006-E, Human Resource Management, 3 単位)、マーケティング (BSA2024-E, Marketing, 3 単位)、財務会計 (BSA2019-E, Financial Accounting, 3)、組織行動 (MNS3010-E, Organizational Behaviour, 3 単位)、起業家活動 (BSA3031-1-E, Entrepreneurship, 3 単位)、オペレーションマネジメント (BSA2014-E, Operations Management, 3 単位) ビジネス法 (BSA3038-E, Business Law, 2 単位)、イノベーションと変化の経営学 (BSA3029-E, Management of Innovation and Change, 2 単位)、交渉と紛争処理 (BSA3028-E, Negotiation and Conflict Resolution, 3 単位)、企業文化とガバナンス (BSA3027-E, Corporate Culture and Governance, 2 単位)、管理会計 (BSA3007-E, Managerial Accounting, 3 単位)、コーポレートファイナンス (FIB3032-E, Corporate Finance, 3 単位)、Eコマース (INE3058-E, E-Commercial, 3 単位)、オペレーション特殊講義 (INE3058-E, Special Topics on Operations, 2 単位)、電子商取引 (INE3004-E, Electronic Commerce, 2 単位)、国際金融 (INE3003-E, International Finance, 3 単位)、国際貿易 (INE3001-E, International Trade, 3 単位)、国際経済学 (INE2120-E, International

Economics, 4 単位) が配置されている。サマーセメスターでは、国際ビジネス (INE 2008E, International Business, 5 単位)、文化・国境を越えた国際経営 (INE 2332E, International Management: Managing across Cultures and Borders, 3 単位)、第 2 セメスターでは、チームワークスキル (BSA1054-E, Teamwork Skills, 2 単位)、文化・国境を越えた国際経営 (INE3223-E, International Management: Managing Across Cultures and Borders, 3 単位)、エコノミストの数学 (MAT1005-E, Mathematics for Economists, 3 単位)、マクロ経済学 (INE1051-E, Macroeconomics, 3 単位)、21 世紀の開発トレンド (BSA1055-E, Development Trends in 21 Century, 3 単位)、ファイナンス (BSA2023-E, Finance, 3)、国際ビジネス (INE2008-1-E, International Business, 3 単位)、消費者行動 (BSA3013-E, Consumer Behavior, 3 単位)、リーダーシップ (BSA2022-E, Leadership, 3 単位)、意思決定モデル (BSA3013-E, Decision Making models, 3 単位) が配置されている⁵⁶。

ハノイ国家大学ビジネス教員が博士号を取得した国は、ベトナム (46) (ハノイ国家大学 12、その他 28)、日本 (13)、イギリス (6)、オーストラリア (5)、フランス (5)、台湾 (3)、中国 (3)、ドイツ (2)、ロシア (2)、フィリピン (2)、タイ (2)、韓国 (1)、ニュージーランド (1)、アメリカ (1) であり、修士号では、イギリス (12)、ベトナム (5) (ハノイ国家大学 3、その他 2)、台湾 (3)、オーストラリア (3)、日本 (1)、フランス (1)、アメリカ (1)、イタリア (1)、オランダ (1)、ベルギー (1)、フィンランド (1)、スウェーデン (1) である。ハノイ国家大学では、ベトナムのほか、日本など多様な国で、博士号または修士号を取得している。ハノイ国家大学ビジネス教員における主要な研究テーマは、ストラテジックマネジメント (6)、コーポレートガバナンス (4)、エコノミックマネジメント (3)、環境経営 (2)、ロジスティクス (2)、ヒューマンリソース (2)、ファイナンス (2)、環境経済 (2)、ステートエコノミックマネジメント (2)、国際ファイナンス (2)、サプライチェーンマネジメント (2)、ストラテジックマーケティング (2) などである。また、会計および監査の分野では、

監査クオリティ、内部コントロール、会計情報開示、独立監査、内部監査、マネジメント監査などが研究テーマとなっている⁵⁷。

5 おわりに

これまで、インドネシア・マレーシア・シンガポール・ベトナムの会計制度における「カルチャーファクター」および「コロニアルパワー」について検討を行ってきた。歴史的背景の側面では、「カルチャーファクター」の側面から見ると、インドネシアでは、当初、大乘仏教とヒンドゥーの影響があったが、その後、多くのイスラム国家の成立により、イスラムの影響を強く受けている。マレーシアとシンガポールにおいても、当初、大乘仏教の影響があったが、その後、マレーシアでは、イスラム国家の成立により、イスラムの影響を強く受けることとなった。これに対し、シンガポールは華人中心とした国家であり、儒教・仏教・道教混在宗教の影響を受けている。ベトナムでは、北部を中心として、古くから中国の植民地支配を受けており、シンガポールと同様、儒教・仏教・道教混在宗教の影響を受けている。また、「コロニアルパワー」の側面から見ると、インドネシアでは、オランダ東インド会社およびオランダによる植民地支配が長く続いたため、政治・経済・法律の側面では、オランダの影響

表5 アセアン4か国のコロニアルパワー・カルチャーファクター

	植民地支配	宗教	会計制度	会計教育・会計研究
インドネシア	オランダ	イスラム	オランダ、アメリカ、イスラム	オランダ、アメリカ、イスラム
マレーシア	イギリス	イスラム	イギリス、イスラム	イギリス、オーストラリア、イスラム
シンガポール	イギリス	儒教・仏教・道教混在宗教	イギリス	アメリカ、イギリス、オーストラリア
ベトナム	フランス、中国	儒教・仏教・道教混在宗教	フランス、ソ連、アメリカ	フランス、アメリカ、日本

が強くある。マレーシアおよびシンガポールでは、イギリス東インド会社およびイギリスによる植民地支配が長く続いたため、政治経済の側面では、イギリスおよび英連邦諸国の影響を強く受けている。ベトナムでは、植民地支配の影響により、政治経済法律など様々な側面でフランスの影響を受けているが、国家社会主義体制になって以降、ロシアの影響も受けるようになった。

会計制度の側面では、インドネシア会計基準の多くがアメリカ会計基準の影響を受けており、その後、国際会計基準の国内基準化により、アメリカの影響がなくなり国際会計基準と同等の会計基準となった。また、インドネシアはシャリア会計基準をアセアン4か国の中で最も積極的に導入している。マレーシアとシンガポールの会計基準は、イギリスの植民地支配の影響および現在も英連邦諸国の一員であることから、一部の会計基準でイギリス会計基準を導入しているが、どちらの国も、早くから国際会計基準を導入しており、現在では、マレーシア会計基準およびシンガポール会計基準は、国際会計基準・国際財務報告基準と同等である。ただし、マレーシアはイスラム国家であるため、テクニカルリリースの形でイスラム会計基準を導入している。ベトナムの会計基準は、当初、フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルおよび旧ソ連・ロシアの統一会計プランなどの影響を強く受けていたが、その後のベトナム会計基準では、全面的ではないが、多くの国際会計基準・国際財務報告基準を導入している。

会計教育・会計研究の側面では、インドネシアおよびマレーシアの大学において、イスラムの影響を受けた会計教育が多く行われている。インドネシアでは、「シャリア金融機関の監査・ガバナンス」「シャリア会計」「イスラム経済」「基本イスラム金融」「イスラムビジネス」などの科目、マレーシアでは、「イスラム金融取引会計」「ザカート会計」「イスラム金融」「イスラム金融機関のシャリア監査とガバナンス」などの科目が開講されている。シンガポールの会計教育では、イギリスなどの英連邦諸国だけでなく、アメリカの影響を受けた会計教育が多く行われている。今回分析対象となった4か国のアセアン諸国の中で、最も充実した会計教育を行っており、その多くの会計教員がアメリカの

大学院で教育を受けている。シンガポール経営大学で開講している会計科目は、「会計情報システム」「会計思想・ガバナンス」「上級財務会計」「会計監査・監査保証」「財務会計」「財務報告・分析」「中級財務会計」「管理会計」「企業評価」「会計倫理・社会的責任」「会計分析キャップストーン」「会計データ分析」「上級会計監査・監査保証」「監査分析」「会計監査・監査保証ワークスタディ」「公共部門監査」「監査情報システム」「財務分析」「内部監査」「戦略マネジメント会計」などであり、監査および分析に力点を置いた会計教育を行っている。ベトナムでは、他のアセアン3か国と比較すると会計教育に対してあまり積極的ではないが、日本・イギリス・オーストラリア・フランスなど多くの国の大学院で教育を受けた教員が、国家社会主義体制に偏らず、特に、ベトナムの会計教育では、「財務会計」「管理会計」「コーポレートファイナンス」「ファイナンス」などの科目を配置し、ベトナムの会計研究では、「コーポレートガバナンス」「監査クオリティ」「内部コントロール」「会計情報の開示」「独立監査」「内部監査」「マネジメント監査」など、監査を中心とした会計研究を行っている。

これまでの研究から、アセアン4か国の会計制度は、いずれの国もオランダ・イギリス・フランスによる植民地支配の影響を強く受けているが、必ずしも植民地支配の国の会計制度をそのまま受け入れているわけではなく、アセアン4か国それぞれの国独自の政治・経済・法律・文化を考慮した上で、また、グローバルな基準である国際会計基準・国際財務報告基準を積極的に導入しながら、自国の発展に最も有用である考えられる会計制度を構築している。

注

- 1 ブミプトラ政策とは、マレー人の経済水準の向上を狙った政策であり、国立大学への民族別割当制やブミプトラの資本所有比率などマレー人優遇の政策が導入された（三木敏夫、2005, pp.18-19）。
- 2 ブリプミ優先政策とは、マレー系インドネシア人を優遇する政策であり、経済の華人偏

- 重を修正し、経済のプリブミ化の実現を目指した政策である（佐藤百合、2002, p.263）。
- 3 華人ハイパーメトラクシーとは、シンガポールで行われている超能力主義の教育制度である。シンガポールでは、初等教育、中等教育、中等後教育、高等教育のすべての段階において徹底的な能力別の振り分けを行うトラッキング制度が導入されている。高等教育では、能力に応じて、ポリテクニク教育・技術教育・大学教育が行われている（シム・チュン・キャット、2009, pp.38-41）。
 - 4 華人コングロムラットとは、1980年代以降の華人企業グループ拡大を意味しており、インドネシア経済において華人企業は大きな存在となっている。華人企業のプレゼンス拡大を、社会はコングロムラシ（Konglomerasi）と批判を込めて呼び、経済のプリブミ化を求める機運が高まった（佐藤百合、2002、p.262）。
 - 5 古田元夫、2021, pp.54-55。
 - 6 同上、pp.84-85。
 - 7 永積昭、2014, pp.244-250。
 - 8 帝国書院、2021, pp.221-127。
 - 9 今泉博、2014, pp.53-54。
 - 10 古田元夫、2018, pp.40-57。
 - 11 同上、pp.71-75。
 - 12 浅田、2014, pp.219-221。
 - 13 岩崎育夫、2015, pp.68-86。
 - 14 帝国書院、2021, pp.221-127。
 - 15 今泉博、2014, pp.53-54。
 - 16 秦の軍人趙佗（ちょうだ）が建国した「南越」（BC203-BC111）、前漢の武帝が設置した「交趾郡・日南郡」（BC111）、唐時代に設置した「安南都護府」（622）を経て、10世紀まで中国による植民地支配が続いた。
 - 17 10世紀以降のベトナムでは、ベトナム北部「呉朝」（939-968）、タンロン（ハノイ）「李朝」（1009-1226）、タンロン（ハノイ）「陳（チャン）朝」（1225-1400）、タインホア「胡（ホー）朝」（1400-1407）が成立した。11世紀から19世紀にかけて大越（1054-1400、1428-1804）と呼ばれた。ただし、1407年に明が「胡（ホー）朝」を滅ぼし、20年間中国による植民地支配が行われた。その後、ふたたび独立し、トンキン（ハノイ）「黎（レ）朝」（1428-1789）、黎（レ）朝によるベトナム南部「チャンパ王国」併合（1470）、グエン（阮）によるベトナム南部・コーチシナ併合（1698）、チン（鄭）によるフエ侵攻（1774）、ベトナム中部「西山（タイソン）朝」（1778-1802）、「阮（グエン）朝」（1802-1945）が成立した（今泉博、2014, pp.46-47）。
 - 18 亀井高孝、2022, pp.10-21。
 - 19 帝国書院、2021, pp.221-127。
 - 20 上智大学、2009, pp.112-121。
 - 21 これは、Suhadji Hadibroto氏の論文（A comparative study of American and Dutch accountancy and their impact on the profession in Indonesia）により、アメリカ会計システムの影響を強く受けることとなったとされている。
 - 22 平松一夫、1998, pp.51-52。

- 23 Ma, Ronald, 1997, pp.352-357.
- 24 IAI, 2012.
- 25 <http://iaiglobal.or.id/v03/standar-akuntansi-keuangan/pernyataan-sas>
- 26 MACPA, 1993
- 27 <https://www.masb.org.my/pages.php?id=89>
- 28 <https://www.masb.org.my/pages.php?id=3>
- 29 Chiat, 1983, pp.12-13.
- 30 <https://www.acra.gov.sg/who-we-are/overview-of-acra>
- 31 ([https://www.acra.gov.sg/accountancy/accounting-standards/pronouncements/singapore-financial-reporting-standards-\(international\)/archives/effective-for-annual-period-beginning-on-1-january-2022](https://www.acra.gov.sg/accountancy/accounting-standards/pronouncements/singapore-financial-reporting-standards-(international)/archives/effective-for-annual-period-beginning-on-1-january-2022))
- 32 野村健太郎、2005, pp.178-187。
- 33 同上、pp.188-189。
- 34 ベトナムの法律体系は、憲法 (Constitution)、法律 (Law)、政令 (Decree)、省令・通達 (Circular)、決定 (Decision)、オフィシャルレター (Official Letter) などで構成されている。<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/fb58bdd9f9dd9980.html>
- 35 PwC, 2021, pp.5-81.
- 36 <https://www.uui.ac.id/en/history/>
- 37 中田有紀、2022, pp.43-44。
- 38 <https://feb.ugm.ac.id/en/profile/history-of-the-establishment>
- 39 <https://www.ui.ac.id/en/academic/faculty/faculty-of-economics/>
- 40 <https://www.um.edu.my/history>
- 41 <https://www.etawau.com/edu/IndexUniversityGovernment.htm>
- 42 村田翼夫、2001, pp.90-91。
- 43 Varaprasad, 2015, pp.123-141.
- 44 有本章、2020, pp.166-167。
- 45 同上、pp.167-168。
- 46 関口洋平、2019, pp.147-148。
- 47 同上、pp.147-148。
- 48 University of Science, University of Social Sciences and Humanities, University of Languages and International Studies, University of Engineering and Technology, University of Economics and Business, University of Education, School of Law, International School, School of Medicine and Pharmacy (<https://vnu.edu.vn/eng/?C2498>)
- 49 University of Technology, University of Science, University of Social Sciences and Humanities, International University, University of Information Technology, University of Economics and Law, School of Medicine (https://vnuhcm.edu.vn/education_33373364/graduation-scale-of-regular-undergraduate-programs/323137343364.html)
- 50 <https://feb.ugm.ac.id/en/education/study-programs/undergraduate-program/>

- curriculum-and-syllabus
- 51 その他の研究テーマは、Market Based Accounting Research, Capital Market, Forensic Accounting, Accounting Standard Setting, Political and Sociological Accounting, Earning and Quality, Risk Management, Business Ethics, Accountability, Business Method, Regulation and Accounting Standard, Accounting and Auditing Education などである (<https://feb.ugm.ac.id/en/profile/lecturers>)。
- 52 <https://accountancy.uitm.edu.my/index.php/en/component/content/article/19-programme/undergraduate/bachelor/32-ac220-bachelor-of-accountancy-hons?Itemid=101>
- 53 その他の研究テーマとして、Islamic Financial Model, Islamic Social Finance, Islamic Capital Market, Islamic Corporate Governance, Islamic Ethics, Sukuk, Syarikat, Islamic Microfinance, Syariah Finance Literacy, Syariah Framework, Islamic Value in SME, Islamic Social Responsibility, Islamic Bank Efficiency, Islamic Banking System, Islamic Financial Model などがある (<https://accountancy.uitm.edu.my/index.php/en/corporate/staff-directory>)。
- 54 <https://accountancy.smu.edu.sg/bachelor-accountancy/curriculum/course-structure>
- 55 <https://accountancy.smu.edu.sg/faculty/profile/841/cho-young-jun>
- 56 <https://vnu.edu.vn/eng/?C2501>
- 57 <https://old.ueb.edu.vn/enNewscategory/44/340/staff.htm>

参考文献

- 鮎京正訓編 (2009) 『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会。
- 浅田實 (2014) 『東インド会社 巨大商業資本の盛衰』講談社。
- 穴沢眞 (2010) 『発展途上国の工業化と多国籍企業—マレーシアにおけるリンケージの形成—』文真堂。
- 有本章編 (2020) 『大学教授職の国際比較—世界・アジア・日本』東信堂。
- 市野初芳 (2008) 「マレーシアにおける職業会計士に対する規制システム」『(愛知学院大学) 商学研究』第 48 巻 2・3 号、pp.205-220。
- 市野初芳 (2008) 「マレーシアにおける会計プロフェッション養成への取り組み -- マレーシア公認会計士協会の活動を中心にして」『(愛知学院大学) 経営論集』第 55 巻 4 号、pp.51-69。
- 市野初芳 (2012) 「マレーシアにおける MIA (マレーシア会計士協会) 活性化の背景」『(愛知学院大学) 地域分析』第 50 巻 2 号、pp.61-86。
- 伊藤徳正 (2020) 「社会システムとしてのベトナム会計の検討」『国際会計研究学会年報』2019 年度 (1・2)、pp.181-194。
- 今井昭夫他 (2005) 『現代ベトナムを知るための 60 章』明石書店。

- 岩崎育夫 (2009) 『アジア政治とは何か―開発・民主化・民主主義再考』中央公論新社。
- 岩崎育夫 (2015) 『物語シンガポールの歴史 エリート開発主義国家の200年』中央公論新社。
- 今泉博他 (2014) 『流れがわかる各国別地域別世界史』山川出版社。
- 馬越徹編 (1996) 『現代アジアの教育―その伝統と革新―』東信堂。
- 大越俊也編 (2019) 『地理統計要覧2019年版』二宮書店。
- 小倉貞男 (2014) 『物語ヴェトナムの歴史 一億人国家のダイナミズム』中央公論新社。
- 小野沢純 (2010) 「マレーシアの新開発戦略～新経済モデルと第10次マレーシア計画」『季刊国際貿易と投資』81号、pp.38-63。
- 鐘ヶ江弓子 (2002) 「マレーシアの教育政策と学校教育制度」『共栄大学研究論集』No.1、pp.80-105。
- 金子聖子 (2023) 『国際移動時代のマレーシア留学』明石書店。
- 加納啓良 (2017) 『インドネシアの基礎知識』めこん。
- 亀井高孝他 (2022) 『世界史年表・地図』吉川弘文堂。
- 川中蒙・川村晃一 (2020) 『教養の東南アジア現代史』ミネルヴァ書房。
- 川村雄介 (2010) 『アジア証券市場とグローバル金融危機』金融財政事情研究会。
- 企業会計基準委員会他監訳 (2018) 『IFRS基準2018』中央経済社。
- 北村友人・杉村美紀編 (2012) 『激動するアジアの大学改革―グローバル人材を育成するために―』上智大学出版。
- 桐山昇・栗原浩英・根本敬他 (2003) 『東南アジアの歴史』有斐閣アルマ。
- 黒澤清編 (1979) 『会計史および会計学史』中央経済社。
- 黒田一雄編 (2013) 『アジアの高等教育ガバナンス』勁草書房。
- KPMG (2018) 『2018年度ベトナム投資ガイド』KPMG。
- 斎藤静樹他編 (2012) 『会計と会計学の歴史』中央経済社。
- 斎藤雅子他 (2015) 『インドネシアの会計教育』中央経済社。
- 佐藤百合編 (2002) 『民主化時代のインドネシア―政治経済の変動と制度改革―』アジア経済研究所。
- シム・チュン・キャット (2009) 『シンガポールの教育とメリトクラシーに関する比較社会的な研究』東洋館出版社。
- 新日本有限責任監査法人 (2018) 『2018年ベトナムの会計、監査、税務ガイド』EY。
- 関口洋平 (2019) 『現代ベトナム高等教育の構造 国家の管理と党の領導』東信堂。
- 上智大学アジア文化研究所 (2009) 『新版入門東南アジア研究』めこん。
- 武田安弘編 (2001) 『財務報告制度の国際比較と分析』中央経済社。
- 津田憂子 (2016) 『マレーシアの科学技術情勢』研究開発戦略センター。
- 帝国書院 (2021) 『地理データファイル2021年度版』帝国書院。
- トーマツ (2009) 『マレーシアの税制と投資』トーマツ。
- トーマツ (2014) 『ベトナムの税制と投資』トーマツ。
- トーマツ (2014) 『シンガポールの税制と投資』トーマツ。
- トーマツ (2015) 『シンガポールの税制と投資』トーマツ。
- 内藤高雄 (2010) 『フランスにおける会計標準化の研究』東京経済情報出版。
- 永積昭 (2014) 『オランダ東インド会社』講談社。

- 野村健太郎編 (2005)『プラン・コンタブルの国際比較』中央経済社。
- 橋本雄一 (2005)『マレーシアの経済発展とアジア通貨危機』古今書院。
- 平賀正剛(2006)「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展(1)」『(愛知学院大学) 経営学研究』第16巻第1号、2006年、pp.103-119。
- 平賀正剛(2007)「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展(2)」『(愛知学院大学) 経営学研究』第16巻第3・4号、pp.61-80。
- 平賀正剛(2007)「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展(3)」『(愛知学院大学) 経営管理研究所紀要』第14号、pp.35-49。
- 平賀正剛 (2022)「マレーシア会計基準「2006年問題」の背景」『(愛知学院大学) 経営管理研究所紀要』第29号、pp.29-42。
- 平松一夫 (1992)『タイ・マレーシアの会計・開示制度』中央経済社。
- 平松一夫編 (1998)『インドネシアの会計』中央経済社。
- 古田元夫 (1997)『ベトナムの世界史中華世界から東南アジア世界へ』東京大学出版会。
- 古田元夫 (2018)『東南アジアの歴史』NHK出版。
- 古田元夫 (2021)『東南アジア史10講』岩波書店。
- 松田修 (2008)「マレーシアにおけるイスラム会計」『社会関連会計研究』第20号、pp.77-88。
- 松田修(2018)「シンガポールにおける国立大学の会計教育」『(愛知大学)経営総合科学』109号、pp.111-135。
- 松田修 (2019)「マレーシアにおける国立大学の会計教育」『(愛知大学) 経営総合科学』110号、pp.73-104。
- 松田修 (2020)「アセアン4か国における会計制度の研究」『(愛知大学) 経営総合科学』112号、pp.43-83。
- 松田修 (2021)「インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計」『(愛知大学) 経営総合科学』114号、pp.49-105。
- 松田修 (2022)「マレーシアにおける法人所得税・イスラム税(ザカート)」『(愛知大学) 経営総合科学』116号、pp.41-87。
- 松田修 (2022)「アセアン4か国における会計教育の研究」『(愛知大学) 経営総合科学』117号、pp.43-83。
- 三木敏夫 (2005)『A S E A N先進経済論序説—マレーシア先進国への道—』現代図書。
- 三木康史 (2017)「ベトナムにおける日本の法整備支援について—ビジネスロイヤーとして期待する点—」『ICDNEWS』第70号、pp.63-67。
- 村田翼夫編 (2001)『東南アジア諸国の国民統合と教育—多民族社会における葛藤—』東信堂。
- 森章 (2012)『現代ロシアの企業会計』東洋書店。
- 安田信之 (2000)『東南アジア法』日本評論社。
- 山本信夫監修・宮原暁編 (2017)『東南アジア地域研究入門2 社会』慶應義塾大学出版会。
- 吉田洋・松田修(2018)「シンガポールにおける会計監査制度—コロニアルパワーとカルチャーファクターの研究—」『名古屋文理大学紀要』第18号、pp.89-96。
- 吉田洋 (2018)「インドネシアにおける会計監査制度—コロニアルパワーとカルチャーファクターの研究—」『(愛知大学) 経営総合科学』109号、pp.101-109。

- 吉田洋 (2019) 「ベトナムにおける会計監査制度 —コロニアルパワーとカルチャーファクターの研究—」『(愛知大学) 経営総合科学』110号、pp.39-52。
- 吉田洋 (2019) 「マレーシアにおける会計監査制度 —コロニアルパワーとカルチャーファクターの研究—」『(愛知大学) 経営総合科学』111号、pp.9-23。
- 吉田洋 (2021) 「シンガポールにおけるコーポレート・ガバナンスと監査」『(愛知大学) 経営総合科学』115号、pp.17-28。
- 吉田洋 (2022) 『アセアンにおける会計監査制度の研究 コロニアルパワーとカルチャーファクター』三恵社。
- Acclime Vietnam (2023) *IFRS and VAS in Vietnam: The 2023 Guide*, Acclime Vietnam.
- Baydoun, N.. (1997) *Accounting in the Asia-Pacific Region*, John Wiley & Sons.
- Chiat, Hwang S. (1983) *The International Harmonization of Accounting Standards and Its Effect on the Development and Implementation of Accounting Standards in Singapore*, Monash University.
- Cooke, T.E. and R.H.Parker (1994) *Financial Reporting in the West Pacific Rim*, Routledge.
- IAI (2004) *Standar Akuntansi Keuangan Per 1 Oktober 2004*, IAI.
- IAI (2007) *Standar Akuntansi Keuangan Per 1 September 2007*, I AI.
- IAI (2012) *Standar Akuntansi Keuangan Per 1 Jun 2012*, IAI.
- ICPAS (1993) *Members' Handbook*, ICPAS.
- ICPAS (1996) *Members' Handbook*, ICPAS.
- ICPAS (1997) *Members' Handbook*, ICPAS.
- MA, Ronald ed. (1997) *Financial Reporting in the Pacific Asia Region*, World Scientific.
- MACPA (1993) *Members' Handbook*, MACPA.
- MIA (1995) *Members' Handbook*, MIA.
- PwC (2021) *A comparison of IFRS and Vietnamese GAAP*, PwC.
- Varaprasad, n. (2015) *50 Years of Technical Education in Singapore*, World Scientific.
- Saudagaran ed. (2005) *Asian Accounting Handbook: A User's Guide to the Accounting Environment in 16 Countries*, Thomson.
- Study Malaysia (2018) *Study in Malaysia Handbook 10th Edition*, Challenger Concept

本研究は 2023 年度 JSPS 科研費 JP17K04079 の助成を受けたものです。